

「福岡市資源物持ち去り防止対策検討委員会」での意見（抜粋）

条例による規制について

ア 条例化の必要性について

- 市民が、持ち去り者に対して、持ち去り行為を止めるように声をかけられるための明確な根拠が必要である。
- 現行法令では持ち去り行為を規制することは困難であるため、持ち去り行為を規制する条例が必要である。

イ 条例化の正当性や目的について

- 持ち去り行為は、循環型社会の構築を目的とした福岡市のごみ処理システムを妨害する行為であるため、条例により規制する正当性はあると考えられる。
- なお、条例化にあたっては、何のために規制するのかその制定目的を十分に整理する必要がある。

ウ 夜間・戸別収集について

- 夜間収集であっても、昼間収集とは収集時間帯が異なるのみであり、昼間収集と同様に、条例による規制は可能であると考えられる。
- また、持ち去り行為を禁止する場所の特定については、ステーション収集と異なる戸別収集であっても、その規定の方法を工夫することにより条例による規制は可能であると考えられる。
- ただし、夜間・戸別収集の形態で条例により規制している都市はないため、前例がなく、検討すべき課題が多いなどハードルが高いと考えられる。

エ 罰則について

- 条例を制定している都市においては、罰則を設けることによりその効果が高まっている都市も多いため、罰則のあり方も含めた条例化の検討が必要と考えられる。